

子ども・子育て支援交付金実施要綱及び 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱等

1. 利用者支援事業	1
2. 放課後児童健全育成事業	13
3. 子育て短期支援事業	38
4. 一時預かり事業	40
5. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	51
6. 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	65
7. 子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて	89

新		旧	
	府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日		府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日
一次改正	府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日	一次改正	府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日
二次改正	府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日	二次改正	府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日
三次改正	府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日	三次改正	府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日
四次改正	府子本第_____号 文科初第_____号 子発_____第_____号 平成____年____月____日		
各 都道府県知事 殿		各 都道府県知事 殿	
内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)		内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)	

新	旧
<p data-bbox="421 164 1003 240">文部科学省初等中等教育局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="421 288 1003 365">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="371 416 824 448">利用者支援事業の実施について</p> <p data-bbox="98 459 1081 536">標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="98 544 1095 659">については、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="98 667 1097 782">なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。</p> <p data-bbox="98 837 165 869">別紙</p> <p data-bbox="434 919 792 951">利用者支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="107 962 329 1034">1 事業の目的 (略)</p> <p data-bbox="107 1217 297 1289">2 実施主体 (略)</p> <p data-bbox="107 1430 329 1461">3 事業の内容</p>	<p data-bbox="1435 164 2024 240">文部科学省初等中等教育局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="1435 288 2024 365">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="1388 416 1843 448">利用者支援事業の実施について</p> <p data-bbox="1120 459 2103 536">標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1120 544 2119 659">については、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="1120 667 2121 782">なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。</p> <p data-bbox="1120 837 1187 869">別紙</p> <p data-bbox="1435 919 1798 951">利用者支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="1126 962 1350 994">1 事業の目的</p> <p data-bbox="1142 1005 2112 1161">一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="1126 1217 1319 1249">2 実施主体</p> <p data-bbox="1149 1260 2063 1337">実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。</p> <p data-bbox="1176 1345 1962 1377">なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p data-bbox="1126 1430 1350 1461">3 事業の内容</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>(1)基本型</p> <p> 目的 (略)</p> <p> 実施場所 (略)</p> <p> 職員の配置等 (略)</p>	<p>子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(以下「利用者支援事業」という。)</p> <p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>(1)基本型</p> <p> 目的 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。</p> <p> 実施場所 主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。</p> <p> 職員の配置等</p> <p> ア 職員の要件等 以下の(ア)及び(イ)を満たさなければならない。 (ア) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修(以下、「基本研修」という。)及び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」に規定する内容の研修(以下「基本型専門研修」という。)を修了していること。 なお、以下の左欄に該当する場合については、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び</p>

新

旧

下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)のアの(エ)に該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

- (イ) 以下に掲げる相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務(例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等)について、以下の区分ごとの期間を参酌して市町村長が定める実務経験の期間を有すること。
- (a) 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年
- (b) (a)以外の者の場合 3年

イ 職員の配置

アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。

ウ その他

イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。

業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。

業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ア (略)

新	旧
イ (略)	イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
ウ (略)	ウ 利用者支援事業の実施に当たり、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。
エ (略)	エ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。
オ 夜間・休日の時間外相談 (略)	オ 夜間・休日の時間外相談 「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。
(ア) 夜間加算 (略)	(ア) 夜間加算 原則として1日6時間を超えて開所し、かつ、週3日以上、18時以降の時間帯に2時間以上開所し、相談・助言等を行う。
(イ) 休日加算 (略)	(イ) 休日加算 原則として週4日以上開所し、かつ、土曜日または日曜日・国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う。
カ 出張相談支援 (略)	カ 出張相談支援 両親(母親・父親)学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供等の取組を以下の

新	旧
<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>通り実施する場合に別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) のイの専任職員に加えて のアを満たす職員を配置すること。</p> <p>(イ) 実施に当たり、継続的かつ計画的な取組を行い、利用者ニーズに対応した支援を実施すること。</p> <p>(ウ) 取組の実施に当たり、開催日や場所等について積極的に広報活動を行い、広くサービス対象者に周知を図ること。</p>
<p>キ 機能強化のための取組 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p>	<p>キ 機能強化のための取組 オ(ア)、オ(イ)又はカの取組のいずれかを実施し、かつ、以下の要件のいずれも満たした場合に別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 実施に当たり、1か所につき開所日1日当たり平均5件以上の相談等実績があること。なお、相談対応等を行った場合は相談記録簿等を作成し、適切に保管し、その後の支援に活用するために整理すること。</p> <p>(イ) 緊急対策に参加している市町村であること。</p> <p>(ウ) のアを満たす専任職員を2名以上配置すること。ただし、カを実施している場合については、カで配置する職員とは別に専任職員を2名以上配置すること。</p> <p>(エ) オ(ア)、オ(イ)又はカの実施に当たり、事業計画書を作成し、周知・広報を行うとともに、具体的な実施状況をあわせて公表すること。</p> <p>(オ) 各事業実施に必要な人員配置の予定及び実績を明確に記録すること。</p>
<p>ク 多言語対応 <u>外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配</u></p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p><u>置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。</u></p> <p>(2) 特定型</p> <p>目的 (略)</p> <p>実施要件 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から平成30年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。 ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から平成30年の各年10月1日時点のいずれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が平成30年4月1日時点において100以上であること。 ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から平成30年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が50人以上であること。 エ (略) 実施場所 (略) 職員の配置等 (略)</p>	<p>(2) 特定型</p> <p>目的 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。</p> <p>実施要件 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から平成29年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。 ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から平成29年の各年10月1日時点のいずれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が平成29年4月1日時点において100以上であること。 ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から平成29年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が50人以上であること。 エ 緊急対策を実施していること。 実施場所 主として市町村窓口での実施とする。 職員の配置等 ア 職員の要件等 利用者支援事業に従事するにあたっては、子育て支援員研修実施要綱別表1に定める基本研修及び別表2-2の2</p>

新	旧
<p>業務内容</p> <p>(1) に準じることとする。ただし、(1) のア、オ、カ、<u>キ及びク</u>については、主として地域における保育所等の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) のイについて必ずしも実施を要しない。</p> <p>なお、(1) のカ(ア)については、「(2) のイの専任職員に加えて、<u>のア</u>を満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 母子保健型</p> <p>目的 (略)</p> <p>実施場所 (略)</p> <p>職員の配置 (略)</p>	<p>に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。</p> <p>イ 職員の配置等 アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。</p> <p>ウ その他 イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。</p> <p>業務内容</p> <p>(1) に準じることとする。ただし、(1) のア、オ、カ<u>及びキ</u>については、主として地域における保育所等の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) のイについて必ずしも実施を要しない。</p> <p>なお、(1) のカ(ア)については、「(2) のイの専任職員に加えて、<u>のア</u>を満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 母子保健型</p> <p>目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。</p> <p>実施場所 主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。</p> <p>職員の配置 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー(社会福祉士等)(以下「保健師等」という。)を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p>

新	旧
<p>業務内容 以下の業務を実施するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>	<p>業務内容 以下の業務を実施するものとする。</p> <p>ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成することとする。支援台帳については、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすぐ活用できる体制を整えること。</p> <p>また、全ての妊産婦等の状況を把握するため、教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等に出向き、積極的に情報の収集に努めることとする。</p> <p>イ アにより把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行うこととする。</p> <p>ウ 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定することとする。</p> <p>また、支援プランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。</p> <p>エ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ることとする。</p> <p>また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づく支援のみならず、別添に掲げる様々な母子</p>

新	旧
<p data-bbox="264 373 488 405"><u>オ 多言語対応</u></p> <p data-bbox="297 413 1093 572"><u>外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。</u></p> <p data-bbox="107 628 456 660">5 関係機関等との連携</p> <p data-bbox="107 671 1093 948">実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="143 1015 327 1046">6 留意事項</p> <p data-bbox="143 1062 344 1094">（１）（略）</p> <p data-bbox="143 1442 344 1474">（２）（略）</p>	<p data-bbox="1312 165 2107 325">保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、上記の協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う。</p> <p data-bbox="1290 373 1402 405"><u>（新規）</u></p> <p data-bbox="1133 628 1482 660">5 関係機関等との連携</p> <p data-bbox="1155 671 2107 948">実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="1133 1015 1317 1046">6 留意事項</p> <p data-bbox="1155 1062 2107 1254">（１）利用者支援事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p data-bbox="1245 1270 2107 1382">さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。</p> <p data-bbox="1155 1442 2107 1474">（２）利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場</p>

新	旧
	<p>所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。</p>
(3) (略)	<p>(3) 4 に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携などに努めること。</p>
(4) (略)	<p>(4) 対象者や既存の社会資源が少ない地域等において、複数の自治体が共同して利用者支援事業を実施する際には、都道府県は、広域調整等の機能を担い、全ての子育て家庭に必要な支援が行き届くよう努めること。</p>
(5) (略)	<p>(5) 利用者支援事業に従事する者は、有する資格や知識・経験に応じて、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、子育て支援員研修実施要綱別表 3 及び別表 4 に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努めること。</p> <p>また、実施主体は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるよう努めること。</p>
(6) (略)	<p>(6) 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。</p>
(7) (略)	<p>(7) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、市町村の所管部局、指定障害児相談支援事業所等と連携し、適切な</p>

新	旧
<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>7 費用 (略)</p> <p>【別添】 (略)</p>	<p>対応が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。</p> <p>(9) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。</p> <p>7 費用 利用者支援事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>【別添】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性健康支援センター事業 ・ 不妊専門相談センター事業 ・ 妊婦健康診査 ・ 産婦健康診査 ・ 両親学級、母親学級 ・ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導 ・ 乳幼児健康診査 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 養子縁組あっせん 等

(別紙)

新	旧
<p>別 紙</p> <p>放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の種類 (略)</p> <p>3 事業の実施方法 (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3) 放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業) 【別添3】 (4) 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業) 【別添4】 (5) 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業) 【別添5】 (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】 (9) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 【別添9】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添9の定めによること。</p>

新	旧
<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象児童 (略)</p> <p>4 規模 (略)</p>	<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p> <p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p> <p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>

新	旧
<p>5 職員体制 (略)</p> <p>6 開所日数 (略)</p> <p>7 開所時間 (略)</p>	<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>5 職員体制 基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添 5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)を修了したもの(平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)でなければならない。 また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2 - 3 に定める「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)」を修了していることが望ましい。</p> <p>6 開所日数 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開所する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。</p> <p>7 開所時間 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。 (1) 小学校の授業の休業日(長期休暇期間等)に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日(平日)に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間</p>

新	旧
<p>8 施設・設備 (略)</p> <p>9 運営内容 (略)</p>	<p>8 施設・設備</p> <p>(1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等(活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等)を備えなければならない。</p> <p>(3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする専用区画の面積に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>(4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等(以下「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容 放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 放課後児童健全育成事業の役割 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 事業の対象となる子どもの発達 育成支援の内容 障害のある子どもへの対応 特に配慮を必要とする子どもへの対応 保護者との連携 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 利用の開始等に関わる留意事項 労働環境整備</p>

新	旧
<p>10 留意事項</p> <p>(1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。なお、放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブや塾など、その他特別な活動内容を実施することは差し支えない。ただし、当該特別な活動内容に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 放課後児童健全育成事業の運営内容についての自己評価、第三者評価に必要な経費は、本事業の対象として差し支えない。</p>	<p>適切な会計管理及び情報公開 学校との連携 保育所、幼稚園等との連携 地域、関係機関との連携 衛生管理及び安全対策 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 要望及び苦情への対応 事業内容向上への取り組み</p> <p>10 留意事項</p> <p>(1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にする<u>スポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業</u>を実施するものについては、本事業の対象とならない。</p> <p>(2) 別添2～別添9に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。 また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。</p>

新	旧
11 費用 (略)	11 費用 (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合 上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

新	旧
<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災、防犯対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 (略)</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 (略)</p>	<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))を支弁する事業。 別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(平成29年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定)に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動(以下「放課後子供教室」という。)と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所</p>

新	旧
<p>別添 1 に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（ 1 ） に該当する場合を除く。） （略）</p> <p>（略）</p> <p>（ 3 ）（略）</p> <p>（ 4 ）（略）</p> <p>4 対象事業の制限 （ 1 ）（略） （ 2 ）（略） （ 3 ）（略）</p> <p>（ 4 ）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の 3 の（ 1 ） の事業については、事業を行う場所 1 か所につき、児童の数の増加による実施、防災対策による実施、防犯対策による実施それぞれ 1 回限りとする。ただし、子どもの安全が著しく脅かされる場合は、この限りではない。</p> <p>（ 5 ）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の 3 の（ 2 ） の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施</p>	<p>準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業（（ 1 ） に該当する場合を除く。） 別添 1 に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（ 1 ） に該当する場合を除く。）</p> <p>の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（ 1 ） に該当する場合を除く。） 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（ 2 ） 及び に該当する場合を除く。）</p> <p>（ 3 ）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添 1 に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（ 4 ）倉庫設備整備事業 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （ 1 ）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （ 2 ）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 （ 3 ）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な 3 の（ 1 ） 及び 3 の（ 2 ） の事業については、事業を行う場所 1 か所につき 1 回限りとすること。ただし、別添 1 に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。</p> <p>（ 4 ）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の 3 の（ 1 ） の事業については、事業を行う場所 1 か所につき、児童の数の増加による実施又は防災対策による実施それぞれ 1 回限りとすること。</p> <p>（ 5 ）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の 3 の（ 2 ） の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施</p>

新	旧
<p>行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間(以下「厚生労働大臣が定める期間」という。)を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新等、<u>防災対策</u>、<u>防犯対策</u>による実施それぞれ1回限りとする。</p> <p>ただし、</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(6)(略)</p> <p>(7)(略)</p> <p>(8)(略)</p> <p>(9)(略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間(以下「厚生労働大臣が定める期間」という。)を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新等又は<u>防災対策</u>による実施それぞれ1回限りとする。</p> <p>ただし、</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(6)3の(1)及び、3の(2)及び、及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(7)3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(8)3の(1)及び3の(2)及びの事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(9)3の(1)及び3の(2)のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業内容 （略）</p> <p>4 留意事項 （略）</p>	<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>

新	旧
<p>5 費用 (略)</p>	<p>5 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>(2) 障害児を3人以上受け入れている場合の障害児対応職員及び医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の人件費については、別添7に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 対象事業 （略）</p> <p>4 対象事業の制限 （略）</p>	<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 （1）賃借料補助 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。 （2）移転関連費用補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添1に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。 （3）土地借料補助 学校敷地外の土地を活用して、別添1の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 3の（1）賃借料補助については、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること</p>

新	旧
<p>5 費用 (略)</p>	<p>ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること</p> <p>(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) 3の(1) 賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借料など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>(4) 3の(3) 土地借料補助については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の賃借料など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業内容 （略）</p> <p>4 対象事業の制限 （略）</p> <p>5 費用 （略）</p>	<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (2) 送迎を行うためのバス等車輦に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (略)</p>	<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の(1)及び(2)を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 (1)別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 (2)別添1に基づく放課後児童健全育成事業において、(1)の育成支援に加えて4(3)の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とする。</p> <p>4 実施方法 (1)本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の</p>

新	旧
	<p>3～10(1)の内容を満たすことを基本とする。</p> <p>ただし、 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。 開所する日数は、年間250日以上開所すること。 を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。 また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。</p> <p>(2)3の(1)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる職員は、放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。</p> <p>子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。</p> <p>子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。</p> <p>市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p>子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。</p> <p>児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、</p>

新	旧
<p>5 対象事業の制限等 (略)</p>	<p>各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。</p> <p>(3) 3の(2)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、3の(1)の～に加えて、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる常勤職員及び常勤職員以外の職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する3の(1)の～又は以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。なお、については、必要に応じて行う場合に従事すること。</p> <p>子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。</p> <p>地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。</p> <p>事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。</p> <p>子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。</p> <p>子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。</p> <p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p> <p>また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において</p>

新	旧
<p>6 費用 (略)</p>	<p>決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添 7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p>	<p>別添 7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 (1) 3 人以上の障害児の受け入れを行う場合 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、3 人以上の障害児((2)による看護師等の配置を行っている場合は医療的ケア児を除く。)の受け入れを行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の ~ のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。 なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。 市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成(補助)</p> <p>(2) 医療的ケア児の受け入れを行う場合 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、医療的ケア児の受け入れを行う場合に、以下の ~ のい</p>

新	旧
<p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>いずれかの方法により、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置する。 なお、医療的ケア児とは、児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」をいう。 市町村が看護職員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業所に派遣して配置 放課後児童健全育成事業を行う者が看護職員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した看護職員について、配置し、当該費用を市町村が助成(補助) 医療機関等において雇い上げた看護師等を放課後児童健全育成事業所に派遣して配置し、当該費用を市町村が委託費等として支出 また、職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受入れに必要な経費も補助対象とする。</p> <p>4 留意事項 (1) 別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)の対象となっていること。ただし、3 の(2)の事業のみを行う場合を除く。 (2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添 5 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (略)</p> <p>5 留意事項 (略)</p> <p>6 費用 (略)</p>	<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3 ~ 10(1)及び 11(1)の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 (1)本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費(1 人目の人件費や光熱水費等)については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 (2)別添 2 ~ 別添 7 及び別添 9 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 (1)国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
	<p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

新	旧
<p>別添9 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (略)</p>	<p>別添9 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員(平成32年3月31日までに都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。)の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合に、以下の～の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助する。 放課後児童支援員 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、以下の研修を受講した者 ・都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修 経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員で、上記の研修を受講した事業所長的立場にある者</p> <p>4 実施方法 (1)本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10(1)の内容を満たすこと。 (2)平成28年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児</p>

新	旧
<p>5 対象事業の制限等 (略)</p>	<p>童支援員の賃金に対する改善が行われていること。</p> <p>(3) 3の～の要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給(月給等や決まって毎月支払われる手当)により行われていること。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。</p> <p>(5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数 認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。) 放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数</p> <p>(6) 経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏まえ、市町村の判断で柔軟な対応が可能であること。</p> <p>(7) 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本とする。</p> <p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業により賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p>

新	旧
<p>6 費用 (略)</p>	<p>なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。</p> <p>(3) 放課後児童支援員1人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額の範囲内とすること。</p> <p>また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができること。</p> <p>(4) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p> <p>(5) 別添6の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(6) 事業所長的立場にある者は一の支援の単位につき、原則1名までとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

別紙 「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>【一部改正】 雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】 雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】 雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p> <p>【一部改正】 子 発 第 号 平 成 年 月 日</p>	<p>【一部改正】 雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】 雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】 雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て短期支援事業の実施について</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て短期支援事業の実施について</p>
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="91 261 152 293">別紙</p> <p data-bbox="389 331 801 363">子育て短期支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="91 402 271 434">1～3（略）</p> <p data-bbox="91 472 315 504">4 実施施設等</p> <p data-bbox="91 510 338 542">(1)～(4)（略）</p> <p data-bbox="107 580 1077 778">(5) <u>市町村又は実施施設は、居宅から実施施設等の間について、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等には、職員が児童に付き添う等、利用者の利便性の向上に努めること。また、児童の安全性の確保等のため、実施施設から保育所や学校等の間の児童への付き添いの実施に努めること。</u></p> <p data-bbox="91 817 203 849">5（略）</p>	<p data-bbox="1131 261 1191 293">別紙</p> <p data-bbox="1435 331 1848 363">子育て短期支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="1131 402 1310 434">1～3（略）</p> <p data-bbox="1131 472 1355 504">4 実施施設等</p> <p data-bbox="1131 510 1377 542">(1)～(4)（略）</p> <p data-bbox="1146 580 2116 683">(5) <u>夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。</u></p> <p data-bbox="1131 785 1243 817">5（略）</p>

一時預かり事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施方法 (1)～(4) (略)</p>	<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。 こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>4 実施方法 (1)一般型 実施場所 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。 対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。</p>

改正後	改正前
	<p>また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村に限り、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)であって、同法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者(以下「保育所等」という。)を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かること(以下「緊急一時預かり」という。)も本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。</p> <p>設備基準及び保育の内容</p> <p>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。</p> <p>職員の配置</p> <p>規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。</p> <p>当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員(保育従事者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができること。</p> <p>また、1日当たり平均利用児童数(年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。)がおおむね3人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。)第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者(以下「家庭的保育者」という。)を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。</p>

改正後	改正前
	<p>(注)一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときには、下記(ア)から(エ)までの要件を全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。</p> <p>(ア)放課後児童健全育成事業の対象児童(以下「放課後児童」という。)の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。ただし、職員体制については、2名以上とし、うち1名は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項第1号に該当するもの、もう1名は同項第1号から第9号のいずれかに該当するものとし、いずれも「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事が行う研修を修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。)とする。</p> <p>(イ)一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記の一段落目の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。</p> <p>(ウ)一時預かり事業に関する保育従事者の数は2名を下ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2名以上から支援を受けられることを前提に、上記(イ)の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができるとする。</p> <p>(エ)一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、</p>

改正後	改正前
	<p>低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市町村が認めていること。</p> <p>研修 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。</p> <p>ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5(3)アに定める基本研修及び 5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成 32 年 3 月 31 日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。</p> <p>基幹型施設 土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び 1 日 9 時間以上の開所を行う施設について、基幹型施設とすることができる。</p> <p>(2) 幼稚園型 ((3)を除く)</p> <p>実施場所 幼稚園又は認定こども園(以下「幼稚園等」という。)で実施すること。</p> <p>対象児童 主として、幼稚園等に在籍する満 3 歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。</p> <p>設備基準及び教育・保育の内容 規則第 36 条の 35 第 2 号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。</p> <p>職員の配置 規則第 36 条の 35 第 2 号ロ(附則第 56 条第 1 項において読替え)及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者</p>

改正後	改正前
	<p>(以下「教育・保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること(ただし、当分の間の措置として1/3以上とすることも可)。当該教育・保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名とすることができること。</p> <p>また、保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからエまでに掲げる者で市町村が適切と認める者とする。なお、イからエまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。</p> <p>ア 市町村長等が行う研修を修了した者 イ 小学校教諭普通免許状所有者 ウ 養護教諭普通免許状所有者 エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者 オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。)</p> <p>研修</p> <p>4(2) アの「市町村長等が行う研修を修了した者」は、以下の者とする。</p> <p>ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一</p>

改正後	改正前
	<p>時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。</p> <p>(3) 幼稚園型 (当分の間の措置として、保育を必要とする2歳児の受け皿として定期的な預かりを行うものをいう。以下同じ。)</p> <p>対象自治体 「子育て安心プラン」の実施方針について」(平成29年12月21日子保発1221第1号)別添の1に定める市町村。</p> <p>実施場所 幼稚園で実施すること。</p> <p>対象児童 満3歳未満の小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)であって、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村に認定を受けた2歳児(注)。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。</p> <p>(注)受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても同施行規則第1条で定める事由に該当し続けていることを要件とする。</p> <p>設備基準及び保育の内容 (2)に同じ。なお、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文科省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。</p> <p>職員の配置 (2)に同じ。ただし、当該幼児の処遇を行う者の中には、必ず保育士を配置すること。</p> <p>研修 (2)に同じ。</p> <p>保育時間・開所時間・開所日数 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第34条の規定に準じ、保育時間は1日につき8時間を原則とすること。</p>

改正後	改正前
	<p>開所時間・開所日数については、 の対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。</p> <p>なお、 の対象児童が幼稚園に入園した後においても、引き続き受け入れが可能となるよう、保護者の就労の状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行うこと。</p> <p>実施方法</p> <p>ア 市町村は、管内の幼稚園と相談のうえ、あらかじめ、各幼稚園における受入枠を設定すること。</p> <p>イ 市町村は、3号認定を行う際に、保護者の本事業の利用希望を把握したうえで、保護者に対する情報提供等を丁寧に行うとともに、各幼稚園に対して適切な受け入れの要請を行うこと。</p> <p>ウ 要請を受けた各幼稚園は、保護者からの利用の申込みについて、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと。また、受入枠を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受け入れを行うこと（この場合において、保育の必要度が同順位の者がいるときは、それらの者のうちから、各施設において公正な方法により受け入れ対象者を決定することとして差し支えないが、この方法によっても、保育の必要度に応じた順位は常に優先する）。</p> <p>エ 幼稚園は、受け入れ対象者が決定した段階で、市町村に報告すること（受入枠を超える申込みがあった場合には、受け入れ対象者の決定方法を含めて報告すること）。</p> <p>(4) 余裕活用型</p> <p>実施場所</p> <p>下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないもの。</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。</p> <p>イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。</p> <p>ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事</p>

改正後	改正前
<p>(5) 居宅訪問型 実施場所 (略) 対象児童 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下のいずれかの要件に該当すること。 ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。 イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。 ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。 また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。 職員配置 職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1名が保育することができる児童の数は1人とする。 ア 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)に定める居宅訪問型保育研修を修了した保育士等を配置すること。 イ 都道府県又は市町村において、アの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間(概ね2年程度)配置することができることとする。</p>	<p>業所。 エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。 オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。 実施基準 規則第36条の35各号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。 (5) 居宅訪問型 実施場所 利用児童の居宅において実施すること。 対象児童 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。 ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。 イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。 ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。 また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。 職員配置 職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1名が保育することができる児童の数は1人とする。 ア 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4に定める研修を修了した保育士等を配置すること。 イ 都道府県又は市町村において、アの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間(概ね2年程度)配置することができることとする。</p>

改正後	改正前
<p>実施要件 (略)</p> <p>(6) 地域密着 型 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>実施要件 ア 利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと。 イ 一時預かり事業の他の類型を実施することができない場合に実施すること。</p> <p>(6) 地域密着 型 実施場所 地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。 対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。 また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。 設備基準及び保育の内容 規則第56条第1項、第4項及び第5項に定める設備及び保育の内容に関する基準に準じて行うこと。 職員の配置 規則第56条第2項及び第3項の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「担当者」という。)を配置すること。 担当者の数は2名を下ることはできないこと。 また、担当者のうち保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。 研修 保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。</p> <p>(7) 災害特例型 実施場所 保育所、幼稚園、認定こども園、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う施設(以下「特例保育施設」という。)又は同法第43条第1項に規定する地域型保育事業所 対象児童</p>

改正後	改正前
<p>5 留意事項 (略)</p> <p>6 保護者負担 本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p> <p>また、緊急一時預かり又は幼稚園型 の場合に、保護者負担が過大となら</p>	<p>平成 30 年 7 月豪雨（以下「豪雨」という。）について災害救助法が適用された市町村に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもであって、豪雨の影響により、避難し、在籍する同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設とは別の特定教育・保育施設等を利用する乳幼児 設備基準及び保育の内容、職員の配置及び研修 ア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して（１）及び（２）において定める基準に準じて行う。</p> <p>ア 幼稚園以外において実施する場合 一般型 イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型Ⅰ</p> <p>5 留意事項 (１)事故の報告 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成 29 年 11 月 10 日付府子本第 912 号・29 初幼教第 11 号・子保発 1110 第 1 号・子子発 1110 第 1 号・子家発 1110 第 1 号通知)」に従い、速やかに報告すること。</p> <p>(２)緊急一時預かり 緊急一時預かりを実施する場合は、積極的に地域の余裕スペース等の活用を検討するとともに、本来の一時預かり事業の利用者のニーズにも十分対応できるよう、供給拡大を図ること。</p> <p>(３)幼稚園型 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないように留意すること。</p> <p>6 保護者負担 本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。<u>ただし、災害特例型については保護者負担を求めないこと。</u> また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p> <p>また、緊急一時預かり又は幼稚園型 の場合に、保護者負担が過大となら</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="91 204 398 236">ないよう配慮すること。</p> <p data-bbox="91 319 192 386">7 費用 (略)</p>	<p data-bbox="1142 204 1449 236">ないよう配慮すること。</p> <p data-bbox="1120 319 1220 347">7 費用</p> <p data-bbox="1131 354 2139 421">本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p data-bbox="1131 427 2139 533">なお、4(1)の注書きにより放課後児童健全育成事業と合同で保育を実施する場合には、それぞれの対象児童の保育の実施に係る費用を按分し、それぞれの事業の対象経費として補助するものとする。</p>

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p>1 事業の目的 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業の内容及び実施方法 （1）基本事業 事業内容 ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預</p>	<p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p>1 事業の目的 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容及び実施方法 （1）基本事業 事業内容 ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり</p>

かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、20人以上とする。

(略)

相互援助活動の内容

(略)

の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、50人以上とする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等(事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。)

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業(保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て短期支援事業等)との連絡調整

相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等の子どもの預かりの活動とする。

ア 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり

イ 保育施設までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

エ 学校の放課後の子どもの預かり

オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

<p style="text-align: center;">ファミリー・サポート・センターの設置について (略)</p> <p>実施方法 ア～ク (略)</p>	<p>カ 買い物等外出の際の子どもの預かり</p> <p>ファミリー・サポート・センターの設置について</p> <p>ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。</p> <p>イ 支部の設置について 政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができる。</p> <p>実施方法</p> <p>ア アドバイザーの配置について ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー(相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。)を配置すること。 また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。</p> <p>イ 会則の制定 市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。</p> <p>ウ 会員の登録 会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理すること。</p> <p>エ 会員間で行う相互援助活動</p>
---	--

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定すること。

なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購入等に係る経費は、補助の対象としない。

また、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにし、提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行うこと。

キ～ク
(略)

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定すること。

なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購入等に係る経費は、補助の対象としない。

キ 預かる子どもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は援助を行う会員1人につき、原則として1人とする。なお、やむを得ず複数の子どもの預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることがで

ケ 援助を行う会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。(なお、以下に示す内容、時間を満たした講習を全て実施しない場合であっても、A E D (自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等)については、援助を行う会員全員に対して必ず実施すること。ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合は、この限りでない。)

また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者(ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了)については、参考として以下に示す項目の内、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

なお、講習の実施に係る経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の職員の

きるものとする。

ケ 援助を行う会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。(なお、以下に示す内容、時間を満たした講習を全て実施しない場合であっても、A E D (自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習については援助を行う会員全員に対して必ず実施すること。)

なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者(ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了)については、参考として以下に示す項目の内、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(参考：講習カリキュラム)

資質向上・人材確保等研修事業のファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業として交付申請する場合は、補助の対象としない。

(参考：講習カリキュラム)
(略)

講座項目	講師	時間(目安)
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間
合計		24時間

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（ のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な のアからオ、会員数20人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

（略）

（2）病児・緊急対応強化事業

事業内容

（略）

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（ のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な のアからオ、会員数50人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、 のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と のウを合同により実施しても差し支えないこと。

（2）病児・緊急対応強化事業

事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で

<p style="text-align: center;">相互援助活動の内容 (略)</p>	<p>あり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務 イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。） ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催 エ 医療機関との連携体制の整備 オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催 カ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整 <p>相互援助活動の内容</p> <p>相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施することとし、病児及び病後児の双方を対象とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 病児及び病後児の預かり イ 宿泊を伴う子どもの預かり ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の際の送迎
--	--

<p>実施方法 (略)</p>	<p>実施方法</p> <p>(1)の ア～クに加えて、以下の方法によること。</p> <p>ア 援助を行う会員への講習の実施</p> <p>病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1)のケの参考に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。</p> <p>なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。</p> <p>また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者(ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了)については、3(1)ケに示す項目の内、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。</p> <p>また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。</p> <p>イ 医療機関との連携体制の整備</p> <p>(ア) 市町村長は、都道府県医師会、都市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。</p> <p>(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けら</p>
---------------------	--

れるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1)のキにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外(下記のイの合同実施市町村は含まない)の住民が会員登録・利用できるように会則等を定

<p>実施体制 (略)</p> <p>(3)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)及びダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)(以</p>	<p>め、周知するよう努めること。</p> <p>実施体制</p> <p>ア 事業の実施については、(1)の に掲げるファミリー・サポート・センターを設立し、基本事業を実施した上で行うこととする。</p> <p>なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。</p> <p>イ 複数市町村での合同実施</p> <p>市町村単独では、事業実施要件(のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な のアからエ)が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>また、事業実施要件のうち、 のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と のウを合同により実施しても差し支えないこと。</p> <p>(3)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)及びダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)(以下「ひとり親家</p>
--	--

下「ひとり親家庭等」という。)の利用支援

事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合に、別途加算の対象とする。((1)の のア~ウ又は(2)の のア~エに加えてひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに対し、 のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。)

利用支援の内容

(略)

(4) 預かり手増加のための取組

事業の内容

(1)の のア及び(2)の のアに加えて、援助を行う会員となりうる者に対し、訪問等による働きかけを行

庭等」という。)の利用支援

事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。((1)の のア~ウ又は(2)の のア~エに加えてひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに対し、 のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。)

利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整
イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成

(新規)

い、援助を行う会員が前年度と比較して下記に示す人数または割合以上に増加した場合に、別途加算の対象とする。

なお、当該年度から新たに事業を開始する市町村については対象外とし、翌年度以降に申請可能とする。

加算申請要件

前年度の援助を行う会員数に応じて、以下で示す増加人数または増加割合に達していること。(援助を受ける会員を計上することは不可。)

<u>援助を行う会員数(前年度値)</u>	<u>増加人数・割合</u>
<u>19人以下</u>	<u>+2人以上</u>
<u>20~199人</u>	<u>+1割以上</u>
<u>200人以上</u>	<u>+20人以上</u>

取組の内容

ア 里親や地域ボランティアを行う者が集う場等に出向
き、事業説明を行うとともに、援助を行う会員として
登録を勧める。

イ (1)の アとして実施する新規会員の募集とは別
に、現在在籍している援助を受ける会員(退会した者
も含む)について、援助を行う会員となりうる者の掘
り起こしを行い、個別に登録を勧める。

<p>(略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>(1) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。</p> <p>(2) 活動中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。</p> <p>5 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>
--------------------------------	--

(別添)

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(新旧対照表)

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p>府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日 府子本第 716 号 一部改正平成 28 年 10 月 31 日 府子本第 612 号 一部改正平成 29 年 8 月 1 日 府子本第 640 号 一部改正平成 30 年 6 月 29 日 <u>府子本第 号</u> <u>一部改正平成 31 年 月 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣総理大臣 (公印省略)</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)により行うこと</p>	<p>府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日 府子本第 716 号 一部改正平成 28 年 10 月 31 日 府子本第 612 号 一部改正平成 29 年 8 月 1 日 府子本第 640 号 一部改正平成 30 年 6 月 29 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣総理大臣 (公印省略)</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)により行うこと</p>

改正後	現行
<p>とし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第 2 条 (略)</p>	<p>とし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>第 1 条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第 2 条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 61 条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設(以下、「病児保育施設」という。)の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。</p>

改正後	現行										
<p>(定義) 第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(交付の対象) 第5条 (略)</p>	<p>(定義) 第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。</p> <p>第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1133 689 2031 1235"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 689 1339 730">整備区分</th> <th data-bbox="1339 689 2031 730">整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 730 1339 858">創設 改築</td> <td data-bbox="1339 730 2031 858">新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 858 1339 944">拡張</td> <td data-bbox="1339 858 2031 944">既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 944 1339 1152">大規模修繕</td> <td data-bbox="1339 944 2031 1152">平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下「通知」という。)」の第4により整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1152 1339 1235">応急仮施設整備</td> <td data-bbox="1339 1152 2031 1235">通知の第6により整備すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(交付の対象) 第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。</p>	整備区分	整備内容	創設 改築	新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。	拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。	大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下「通知」という。)」の第4により整備すること。	応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。
整備区分	整備内容										
創設 改築	新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。										
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。										
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下「通知」という。)」の第4により整備すること。										
応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。										

改正後	現行
	<p>(1) 市町村 (特別区を含む。以下同じ。) が設置する第 3 条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。)</p> <p>(2) 都道府県又は市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第 34 条の 8 第 2 項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人が設置する第 3 条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助 (都道府県が行う補助については、昭和 61 年 5 月 15 日厚生省発児第 107 号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」 (以下、「国庫補助金交付要綱」という。) により放課後児童クラブ整備費国庫補助金 (以下、「国庫補助金」という。) の交付を前年度以前から受けている施設整備事業 (以下、「継続事業」という。) に限る。)</p> <p>ただし、(1) 又は (2) に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 63 号) 第 9 条第 2 項に規定する専用区画に関する基準 (おおむね 1.65 平方メートル以上) を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする (市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。)</p>

改正後	現行
<p>(交付金の対象外) 第 6 条 (略)</p> <p>(交付額の算定方法) 第 7 条 (略)</p>	<p>(3) 市町村が設置する第 3 条に定める放課後児童クラブの施設整備に対し、都道府県が行う補助(継続事業に限る。)</p> <p>(4) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び日本赤十字社並びに医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者(以下「社会福祉法人等」という。) が設置する第 3 条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助</p> <p>(交付金の対象外) 第 6 条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用</p> <p>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用</p> <p>(4) その他整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法) 第 7 条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

改正後	現行
<p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。(この場合の交付額の算定方法は、第7条による。)</p> <p>ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、<u>奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189条)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された</u></p>	<p>なお、継続事業については、算定基準を除き、国庫補助金を受けた初年度の国庫補助金交付要綱に定める算定方法によるものとする。</p> <p>(1) 市町村が施設の整備を行う場合 別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「補助基本額」という。)に第6欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 (1)に定める方法と同様の方法による。(ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。(この場合の交付額の算定方法は、第7条による。)</p> <p>ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="232 277 1106 475">離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p data-bbox="241 485 400 517">(1)(略)</p> <p data-bbox="241 612 400 644">(2)(略)</p> <p data-bbox="241 740 400 772">(3)(略)</p> <p data-bbox="241 1075 400 1107">(4)(略)</p>	<p data-bbox="1173 485 2036 596">(1) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p> <p data-bbox="1173 612 2036 724">(2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p> <p data-bbox="1173 740 2036 1059">(3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））</p> <p data-bbox="1173 1075 2036 1219">(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合</p>

改正後	現行
<p>(交付の条件) 第 9 条 (略)</p>	<p>(交付の条件) 第 9 条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 市町村が施設の整備を実施する場合</p> <p>ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(ア) 建物の規模又は構造 (施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)</p> <p>(イ) 建物等の用途</p> <p>ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>カ 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国</p>

改正後	現行
	<p>庫に納付させることがある。</p> <p>キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 1 1 により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 4 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結す</p>

改正後	現行
	<p>るいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(2) 都道府県又は市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件</p> <p>この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p>

改正後	現行
	<p>ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>（3）（2）により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>（4）市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の</p>

改正後	現行
<p>(申請手続) 第10条 (略)</p> <p>(変更申請手続) 第11条 (略)</p> <p>(交付決定) 第12条 (略)</p>	<p>全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続) 第10条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、別紙様式1による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式2により、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 継続事業の場合には、(1)(2)に関わらず、都道府県知事(指定都市及び中核市の長を含む。第14条(3)において同じ。)は、別紙様式1による申請書を別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続) 第11条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定) 第12条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日か</p>

改正後	現行
<p>(交付金の概算払) 第 13 条 (略)</p> <p>(状況報告) 第 14 条 (略)</p> <p>(実績報告) 第 15 条 (略)</p>	<p>ら起算して原則として 2 か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式 3 により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。</p> <p>(3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付金の概算払) 第 13 条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(状況報告) 第 14 条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、別紙 5 の様式により工事に着工した日から 10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙 6 の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>(実績報告) 第 15 条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする</p>

改正後	現行
	<p>る。</p> <p>(1) 市町村長は、別紙様式 7 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日 (第 9 条(1)ウ又は(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日)又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙様式 9 の様式による報告書を当該市町村の属する都道府県の知事を経由して内閣総理大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙様式 8 による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事は、別紙様式 7 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日 (第 9 条(1)ウ又は(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日)又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="210 277 383 309">(額の確定)</p> <p data-bbox="203 320 434 352">第16条 (略)</p> <p data-bbox="210 488 450 520">(交付金の返還)</p> <p data-bbox="203 531 434 563">第17条 (略)</p> <p data-bbox="210 735 353 767">(その他)</p> <p data-bbox="203 778 434 810">第18条 (略)</p>	<p data-bbox="1140 277 1312 309">(額の確定)</p> <p data-bbox="1133 320 2036 435">第16条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うこと(継続事業の場合を除く。)</p> <p data-bbox="1140 488 1379 520">(交付金の返還)</p> <p data-bbox="1133 531 2036 683">第17条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p data-bbox="1140 735 1283 767">(その他)</p> <p data-bbox="1133 778 2036 930">第18条 特別の事情により、第8条、第10条、第11条及び第15条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後						現行					
別表 1						別表 1					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	27,465千円 ただし、平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下「通知」という)の第1による、 <u>新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知)</u> に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合(以下「 <u>新・放課後子ども総合プランによる場合</u> 」という。) 54,930千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 〔都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)〕	放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	26,562千円 ただし、平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下「通知」という)の第1による、 <u>放課後子ども総合プラン(平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知)</u> に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合(以下「 <u>放課後子ども総合プランによる場合</u> 」という。) 53,124千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 〔都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)〕
		賃借料加算	6,496千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2)	賃借料加算		6,283千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2)	
		特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)〕	特殊付帯工事費		15,985千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)〕	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1,458千円 2,170千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮設施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		1,410千円 2,098千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮設施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

改正後				現行			
			3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。				3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	6,496千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		賃借料加算	6,283千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
	特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	15,985千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	15,985千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正後						現行					
別表 2						別表 2					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	37,290千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10	病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	36,069千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	1,865千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算		1,803千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料		
		環境改善加算	4,401千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算		4,256千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,851千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		地域の余裕スペース活用促進加算		3,724千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		
		特殊付帯工事費	15,732千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費		15,215千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
		解体撤去工事費及び仮施設整備工	2,303千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事	解体撤去工事費及び仮施設整備工		2,227千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事	

改正後				現行			
	事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 4,102 千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	費又は工事請負費		事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 3,967 千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	4,401 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	4,256 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	15,732 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	15,215 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費
	特殊付帯工事費	15,732 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	15,215 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ(1 支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 41,198千円 第8条(2)(3)に基づく場合 30,212千円 第8条(4)に基づく場合 36,254千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 82,396千円 第8条(2)(3)に基づく場合 60,424千円 第8条(4)に基づく場合 72,508千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,744千円 第8条(2)(3)に基づく場合 7,146千円 第8条(4)に基づく場合 8,575千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,792千円 第8条(2)(3)に基づく場合 18,181千円 第8条(4)に基づく場合 21,817千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)

現行

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ(1 支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 39,843千円 第8条(2)(3)に基づく場合 29,218千円 第8条(4)に基づく場合 35,062千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 79,686千円 第8条(2)(3)に基づく場合 58,436千円 第8条(4)に基づく場合 70,124千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,425千円 第8条(2)(3)に基づく場合 6,911千円 第8条(4)に基づく場合 8,294千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 23,978千円 第8条(2)(3)に基づく場合 17,584千円 第8条(4)に基づく場合 21,100千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)

改正後				現行			
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,187</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>1,604</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>1,925</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,255</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>2,387</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>2,864</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,115</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>1,551</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>1,861</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,147</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>2,308</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>2,769</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>9,744</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>7,146</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>8,575</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>9,425</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>6,911</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>8,294</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
	特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>24,792</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>18,181</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>21,817</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>23,978</u>千円</p> <p>第8条(2)(3)に基づく場合 <u>17,584</u>千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 <u>21,100</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費

改正後					
別表 4					
算定基準					
(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 55,935千円 第8条(2)(3)に基づく場合 41,019千円 第8条(4)に基づく場合 49,223千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,798千円 第8条(2)(3)に基づく場合 2,052千円 第8条(4)に基づく場合 2,462千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,602千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,841千円 第8条(4)に基づく場合 5,809千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

現行					
別表 4					
算定基準					
(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 54,104千円 第8条(2)(3)に基づく場合 39,676千円 第8条(4)に基づく場合 47,611千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,705千円 第8条(2)(3)に基づく場合 1,983千円 第8条(4)に基づく場合 2,380千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,384千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,682千円 第8条(4)に基づく場合 5,618千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後				現行			
	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 5,777千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,236千円 第8条(4)に基づく場合 5,083千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 5,586千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,096千円 第8条(4)に基づく場合 4,916千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 23,598千円 第8条(2)(3)に基づく場合 17,305千円 第8条(4)に基づく場合 20,766千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 22,823千円 第8条(2)(3)に基づく場合 16,737千円 第8条(4)に基づく場合 20,084千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,455千円 第8条(2)(3)に基づく場合 2,533千円 第8条(4)に基づく場合 3,040千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,153千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,512千円 第8条(4)に基づく場合 5,415千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,341千円 第8条(2)(3)に基づく場合 2,450千円 第8条(4)に基づく場合 2,940千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 5,951千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,364千円 第8条(4)に基づく場合 5,236千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,602千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,841千円 第8条(4)に基づく場合 5,809千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,384千円 第8条(2)(3)に基づく場合 4,682千円 第8条(4)に基づく場合 5,618千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用

改正後				現行			
	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>23,598</u> 千円 第8条(2)(3)に基づく場合 <u>17,305</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>20,766</u> 千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費		特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>22,823</u> 千円 第8条(2)(3)に基づく場合 <u>16,737</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>20,084</u> 千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費

(別添)

子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(新旧対照表)

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p>府子本第204号 平成27年7月13日 一次改政府子本第717号 平成28年10月31日 一次改政府子本第641号 平成30年6月29日 <u>一部改政府子本第 号</u> <u>平成31年 月 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて</p> <p>標記については、次により、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 については、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して</p>	<p>府子本第204号 平成27年7月13日 一次改政府子本第717号 平成28年10月31日 一次改政府子本第641号 平成30年6月29日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて</p> <p>標記については、次により、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 については、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して</p>

改正後	現行
<p>周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第1 創設及び改築</p> <p>1. 放課後児童クラブを整備する場合の留意事項</p> <p>「子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成27年7月13日府子本第202号）以下「交付要綱」という。）別表1第4欄に定める新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合には、以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3)(略)</p>	<p>周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第1 創設及び改築</p> <p>1. 放課後児童クラブを整備する場合の留意事項</p> <p>「子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成27年7月13日府子本第202号）以下「交付要綱」という。）別表1第4欄に定める放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連盟通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合には、以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1)次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村が策定する市町村行動計画に、整備予定の放課後児童クラブ及び文部科学省が所管する放課後子供教室の一体型の目標事業量等が記載されており、かつ、当該放課後児童クラブが同一の小中学校内等で実施する放課後子供教室と一体的に実施（予定を含む。）されること。</p> <p>(2)整備予定となっている小学校において余裕教室等の活用が困難であること。</p> <p>(3)当該市町村において、待機児童が既に発生している又は当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること。</p> <p>なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成27年厚生労働省令第63号）第9条第1項に規定する専用区画のほかに、児童の遊び等のた</p>

改正後	現行
<p>2 .(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>3 .(略)</p> <p>第2 一部改築 (略)</p>	<p>めに必要な場を併せて整備することは差し支えない。</p> <p>2 . 交付要綱別表1の6及び別表3の6に規定する待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備は、以下の要件を全て満たす整備とする。</p> <p>(1) 放課後児童クラブの創設又は既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備であること。</p> <p>(2) 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること。</p> <p>当該市町村が子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること。</p> <p>3 . 病児保育事業を行うための施設(以下「病児保育施設」という。)を整備する場合 の留意事項</p> <p>病児保育事業を行うための施設であり、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「病児保育通知」という。)」に定める要件を満たすこと。</p> <p>第2 一部改築</p> <p>1 . 補助基準額の算出方法</p> <p>一部改築に係る補助基準額(以下「基準額」という。)は、改築に係る基準額に、一部改築部分に係る面積の施設総面積に対する比率を乗じることにより算出される額とする。</p>

改正後	現行
<p>第3 拡張 (略)</p>	<p style="text-align: center;"> $\text{一部改築基準額} = \frac{\text{改築基準額} \times \text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$ </p> <p>2. その他 既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。</p> <p>第3 拡張</p> <p>1. 放課後児童クラブを整備する場合 次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、一の支援の単位の児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。</p> <p>(1) 受け入れる児童の増を図るために、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。</p> <p>(2) 既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。</p> <p>(3) 既存の放課後児童クラブに児童が体調が悪い時などに休息するための静養スペースが無いため、既存の放課後児童クラブの延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。</p> <p>2. 病児保育施設を整備する場合 次のいずれかに該当する整備を対象とする。</p> <p>(1) 受け入れる児童の増を図るために、既存の病児保育施設の延面積の増加を図る整備</p>

改正後	現行											
<p>第4 大規模修繕 (略)</p>	<p>(2) 既存の施設が狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存の病児保育施設の延面積の増加を図る整備</p> <p>第4 大規模修繕 1. 対象事業</p> <table border="1" data-bbox="1155 523 2033 1342"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 523 1422 555">区 分</th> <th data-bbox="1422 523 2033 555">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 555 1422 715">(1) 施設の一部改修</td> <td data-bbox="1422 555 2033 715">一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 715 1422 890">(2) 施設の附帯設備の改造</td> <td data-bbox="1422 715 2033 890">一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 890 1422 1273">(3) 施設の模様替</td> <td data-bbox="1422 890 2033 1273"> <p>狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事</p> <p>居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>既存の医療機関又は保育所等において、病児保育事業を実施するために必要となる内部改修工事</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1273 1422 1342">(4) 環境上の条件等により必要</td> <td data-bbox="1422 1273 2033 1342">活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事	(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事	(3) 施設の模様替	<p>狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事</p> <p>居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>既存の医療機関又は保育所等において、病児保育事業を実施するために必要となる内部改修工事</p>	(4) 環境上の条件等により必要	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等
区 分	内 容											
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事											
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事											
(3) 施設の模様替	<p>狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事</p> <p>居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>既存の医療機関又は保育所等において、病児保育事業を実施するために必要となる内部改修工事</p>											
(4) 環境上の条件等により必要	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等											

改正後	現行	
	<p>となった施設の一部改修</p> <p>(5)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</p> <p>(6)特殊附帯工事</p> <p>(7)土砂災害等に備えた施設の一部改修等</p> <p>(8)その他施設における大規模な修繕等</p>	<p>アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p> <p>消防法設備等(スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p> <p>第5により建物に固定して一体的に整備する工事</p> <p>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 地震防災対策上必要な補強改修工事 緊急災害時用の自家発電設備の整備</p> <p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>
<p>(注)一定年数は、おおむね10年とする。</p>		

改正後	現行
<p>第5 特殊附帯工事（資源有効活用整備費） （略）</p>	<p>2. 対象基準 (1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円に満たない場合は、500万円以上のものとする。 施設延面積（基準面積）×4,000円 ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。 (2) アスベスト処理工事については、原則として、一施設の総事業費が30万円以上のものとする。 (3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。 (4) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。</p> <p>3. 基準額 次のいずれかで最も低い方の価格を基準額とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>第5 特殊附帯工事（資源有効活用整備費） 1. 目的 利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。 2. 対象事業 (1) 趣旨 施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全</p>

改正後	現行
<p>第6 応急仮設施設整備 (略)</p>	<p>に資すること等により、利用児童及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。</p> <p>(2) 対象経費</p> <p>建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。</p> <p>水の循環・再利用の整備</p> <p>施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備</p> <p>生ごみ等処理の整備</p> <p>施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備</p> <p>ソーラーの整備</p> <p>光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備</p> <p>その他</p> <p>資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの</p> <p>3. 基準額</p> <p>要綱別表第1による。</p> <p>第6 応急仮設施設整備</p> <p>1. 対象事業</p> <p>長時間継続する災害により、利用児童の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、利用児童の処遇に直接かかわるものについては、平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知の</p>

改正後	現行
<p>第7 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費 (略)</p>	<p>別紙「放課後児童クラブ運営指針」を、病児保育施設については、病児保育通知に定める要件を満たしていること。 なお、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度、内閣総理大臣に協議するものとする。</p> <p>2. 基準額 次のいずれか低い方の価格を基準額とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の事情があるときは、内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>3. なお、応急仮設施設は、放課後児童クラブ及び病児保育施設が、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、利用児童の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。</p> <p>第7 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費</p> <p>1. 趣旨 この工事費は、老朽化等に伴う施設の改築に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築等工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、円滑な改築等整備を行い、利用児童の処遇の向上を図るものである。</p> <p>2. 解体撤去工事費</p>

改正後	現行
	<p>(1) 対象施設 対象となる施設は、交付要綱による放課後児童クラブ及び病児保育施設のうち、改築を行う施設とする。</p> <p>(2) 対象事業 対象となる事業は、交付要綱の 4 の表の整備区分欄に掲げる改築に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。</p> <p>(3) 基準額 改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合 交付要綱別表 1 による。 既存施設の一部を解体し撤去する場合 第 2 の考え方により、 の基準額から算出されたものを基準とする。</p> <p>(4) 留意事項 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分にかかる費用についても含まれるものであること。 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、第 8 に定めるところによるものとする。</p> <p>3 . 仮設施設整備工事費</p> <p>(1) 対象施設 対象となる施設は、解体撤去工事費が交付対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。</p>

改正後	現行
	<p>(2) 対象事業 対象となる事業は、交付要綱の 4 の表の整備区分欄に掲げる改築又は大規模修繕に伴い仮設施設を整備する事業とする。</p> <p>(3) 基準額 改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合 交付要綱別表 1 による。 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合 第 2 の考え方により、 の基準額から算出されたものを基準とする。 大規模修繕を行うことに伴い仮設施設を整備する場合 第 4 の 2 の(1)により算出されたものを基準とする。</p> <p>(4) 留意事項 仮設施設整備工事費には、交付要綱の 6 に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。 仮設施設の整備については、原則として建物の賃借により行うものとする。 ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの</p>

改正後	現行
<p>第 8 財産処分 (略)</p>	<p>間、利用児童の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。 仮施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。</p> <p>第 8 財産処分</p> <p>1. 趣旨 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 22 条の規定による財産処分については、平成 20 年 5 月 27 日府会第 393 号「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」(以下「財産処分承認基準通知」という。)によるほか、国の補助事業により取得した施設(以下「補助財産」という。)の解体撤去工事費が放課後児童クラブ整備費の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとする。</p> <p>2. 対象となる施設 対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取得した補助財産であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が子ども・子育て支援整備交付金の補助事業となった施設とする。</p> <p>3. 承認申請書の提出時期 適正化法第 22 条に規定する補助財産の財産処分(取壊しに限る。以下同じ。)を行おうとする者は、財産処分承認申</p>

改正後	現行
	<p>請書を交付要綱第9条に基づく解体撤去工事費に係る補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>4. 財産処分の承認</p> <p>財産処分は、子ども・子育て支援整備交付金の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。</p> <p>なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。</p> <p>(1) 市町村が事業を実施する場合</p> <p>本承認は、財産処分承認基準通知2の(2)のにより行うものである。</p> <p>財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を内閣総理大臣に提出すること。</p> <p>(2) 市町村が民間の実施する事業に対し、補助する場合</p> <p>財産処分(取壊し)の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 本承認は、財産処分承認基準通知2の(2)のにより行うものである。</p> <p>イ 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は市町村の長に提出しなければならない。</p> <p>のイにより財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、内閣総理大臣に提</p>

改正後	現行
<p>第9 繰越しによる事業内容の変更申請手続 (略)</p>	<p>出しなければならない。</p> <p>5 . 仮施設に係る財産処分の取扱い 第7の3により仮施設整備工事費の補助を受けた仮施設について、交付要綱の9に基づく交付申請書に記載された期間を経過したものは、適正化法第22条に規定する財産処分の手続は要しないものとする。</p> <p>第9 繰越しによる事業内容の変更申請手続</p> <p>1 . 対象となる事業 対象となる事業は、交付要綱に基づく子ども・子育て支援整備交付金の交付を受けた整備であって、当該補助金の補助を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱第9条(1)のエ又は同条(2)のアにより内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない整備事業とする。</p> <p>2 . 変更申請の手続き</p> <p>(1) 事前の報告 交付要綱による交付金の交付を受けた整備事業が会計年度内に完了しないと認められたときは、交付金の歳出予算繰越手続を進め、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第24条に基づく繰越計算書(「繰越しを必要とする理由」を明記すること。)を財務省財務局(福岡財務支局、沖縄総合事務所を含む。以下同じ。)長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて内閣総理大臣あて報告すること。</p> <p>(2) 変更申請書の様式及び提出時期</p>

改正後	現行
<p>第 10 その他 (略)</p>	<p>財務省財務局長より交付金の歳出予算に係る翌年度への繰越しの承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 変更申請書提出後の報告 繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて内閣総理大臣あて報告すること。</p> <p>3. その他の留意事項</p> <p>(1) 明許繰越しの必要が生じたときは、財政法(昭和22年法律第34号)第43条及びその他の法令に基づき、補助金の歳出予算繰越手続を財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。</p> <p>(2) 前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならないものとする。</p> <p>第 10 その他</p> <p>1. 競争契約における最低制限価格制度の取扱い</p> <p>(1) 最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続に準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。</p> <p>(2) 交付事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認め</p>

改正後	現行
	<p>て最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。</p> <p>(3)(2)による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、補助基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。</p> <p>2. 契約の相手方等からの寄付金等の取扱い</p> <p>(1) 子ども・子育て支援整備交付金の交付の条件として、地方公共団体以外の者(以下「社会福祉法人等」という。)が放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>(2) 契約の相手方及びその関係者とは、の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員をいう。</p> <p>(3) 寄付金等の資金提供を受けることを禁止するとは、金銭のみならず、有価証券全般についても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を放課後児童クラブの整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植樹等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。</p> <p>(4) 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受け</p>

改正後	現行
	<p>ない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。</p> <p>社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。</p> <p>以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。</p> <p>(5) 契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることとする。</p> <p>3. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画(以下、「事業計画」という。)に基づく整備の取扱い</p> <p>関係書類として、法第12条第5項の規定に基づき内閣総理大臣の同意を得た事業計画の写しを提出すること。</p>